

文化審議会博物館部会

法制度の在り方に関するワーキンググループ（第2回）

令和3年2月24日

【浜田座長】 ただいまから文化審議会博物館部会、法制度の在り方に関するワーキンググループの第2回を開催いたします。

本日も御多忙のところ、お集まりいただきましてありがとうございます。まず、1回目の会合のあった先々週になりますが、前回は、法制度に関する論点の洗い出しを行った後に、博物館登録制度の枠組みについて、その論点整理まで行いました。前回から本日までの間に、委員の皆様におかれましては、様々な形で御意見を頂き、ありがとうございました。ワーキンググループらしい意見交換ができているかと思っております。お出しいただいた御意見につきましては、事前に事務局から委員の皆様には共有してもらっておりますが、本日の論点に係る部分については、改めて会議の中で御発言を頂いて記録に残していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

2回目であります本日は、まず前半で前回論点整理をした登録制度の枠組みについて、制度試案を議論した後に、後半で次の論点である審査と評価について論議を始めたいと思っております。今日は少し具体的な内容を論議したいと思っておりますので、よろしく願いしたいと思います。まず、それでは事務局から、前回の論議を踏まえてまとめていただいた登録制度の枠組みについて、制度試案の御提示をお願いいたします。事務局、お願いいたします。

【稲畑補佐】 事務局担当の稲畑です。よろしくお願いいたします。お手元に資料を御覧になっておりますか。通し番号を振っておりますので、通し番号で御説明してまいります。まず、資料1の2ページ目から御覧いただけますか。前回も御提示しております論点の一覧、それを少し構造化しておりますけれども、基本的には同じものを使っております。前回、登録制度の枠組みについて議論を頂きましたけれども、引き続きこの点について議論いただきたいと考えておまして、前回の議論を踏まえて事務局試案を提示させていただきます。今回は、更にそれに御意見いただきたいと思っております。

それでは3ページ目、前回の議論を振り返らせていただきますと、論点1の登録制度の枠組みだけではなくて、第1回ですので総論的な部分も含めて、多くの意見を頂いたと認識

しております。選別や序列化ではなくて、「底上げ・盛り立て」のための制度をというところから、本制度を通じて質の向上を図ることができるような制度にするようにという話から、あとは分野別の位置づけといたしますか、分野ごとの博物館法の位置づけについても多く御意見を頂きました。現在の社会教育法としての位置づけについての確認でありますとか、文化財、文化芸術系の法律との整合性、関係性の整理なども御意見いただいたかと思えます。更に ICOM でありますとか、ユネスコ等の国際的な議論を踏まえる必要性についても御指摘いただきました。今回、論点の一つ目、登録制度の枠組みについては外形的な基準から質的基準への転換というところが大きな内容でございますけれども、これに加えて様々に御意見を頂きました。次のページで事務局試案をお示しいたしますので、そこで説明したいと思えます。論点2の審査、評価についても前回、幾つか御議論を頂いておりますけれども、これは後半に改めて説明いたします。

では次の4ページ目を御覧いただけますか。前回の議論を踏まえた制度試案、事務局からの提案でございます。現行制度は70年前の法律ですので、全国的に博物館の数の増加を図るにあたって、博物館の基本的公共的な機能を確保することが、博物館法の趣旨であったと理解しておりますけれども、新制度では望ましい博物館像に向けた運営の改善を促進する点と、前回御議論いただいたように、博物館が直面している課題は個別の館では解決できないのではないかと、ネットワーク群として捉えることによって、解決を促進するような底上げと盛り立てを図る制度にしてはどうか事務局からの提案でございます。

具体的には、このイメージ図で大体、お分かりになると思えます。現在の登録と相当、2つの区分になっているものは、これ、認証と書いてありますけれども、これ名称は仮称でございます。法令上の整理も必要でございますので、日本学術会議さんから御提案いただいた内容を仮称として仮に記載しております。要は名前ではなくて中身だと思っております、これまでの外形的な基準に基づいて登録する制度からクオリティ、活動の質等に関する基準に基づいて審査することによって、一定の質以上であることを担保する制度にしてはどうかと考えてございます。

審査の基準については、これまでも2007年の協力者会議の報告書を皮切りに、様々に関係者の皆様に御議論いただいていると存じております。文部科学省、文化庁においても委託事業の形で日本博物館協会の皆様と連携させていただきながら検討を進めてきた経緯がございますので、基準については2行目以降に書かせていただいておりますけれども、そのような基準をベースに議論していきたいと考えております。現在登録制度には設置者の要件

が課されております。地方公共団体、一般社団法人若しくは一般財団法人等が登録の申請主体になれるということでございますけれども、この設置者による要件は、緩和あるいは撤廃の方向で考えてはどうかというのが御提案でございます。

3つ目、メリットと書いております。これ、前回も幾つか御指摘いただいたことですが、現在ある登録制度に登録されることによって何が得られるかを拡充していくべきではないかという点でございます。この制度自体の最大のメリットは、この制度を通じて、それぞれの博物館が運営を改善する努力を促進することであろうと思っておりますけれども、付随的なメリットも拡充を模索していくと、様々な方法があるかと思っておりますので、この点については、後ほど御議論を頂きたいと思っております。

更にもう一つ、点線で四角を書いております。前回事務局からも提案させていただきましたし、御議論の中でもネットワーク化という話が様々に御指摘いただきましたけれども、この認証という大きな枠組みのほかに、特定の地域分野で卓越した館等に対して、集中して支援を行うような枠組みがあってもよいのではないかとすることを御提案させていただいております。

2つ目にチェックがありますけれども、ネットワーク化の推進とハブへの支援です。こういう前回も御議論いただいた内容を、法律の枠組みの中で、あるいは更に広い枠組みの中で、どのように支援していくのかも議論させていただきたいと思っております。この辺り、かなり広範な様々な検討が必要になろうかと思っておりますので、一番下に書いてありますが、第4回以降に時間をとって、改めてこの辺りの制度設計を議論させていただきたいと考えてございます。従いまして、今回はこの認証の大枠について、改めてどのような方向を目指していくべきかを決めていきたいと考えてございます。

5ページ目以降は新たな登録基準案と書いてあります。これは以前、日本博物館協会においておまとめいただいた新しい基準、特に共通基準の案を添付させていただいております。先ほど御説明したとおり、基本的にはこれまで御議論いただいたこれを基に、土台として議論をしていくのかと考えておりまして、それを添付させていただきました。11の柱立てに分かれていると理解しております。順々に柱立てだけ御説明しますと設置、経営、次のページに行きまして、資料、調査研究、7ページ目、展示、教育普及、職員、8ページ目、施設設備、連携協力という柱立てで基準の案を提示させていただいているということでございます。この基準の内容は、この後半の審査と評価にも大きく深く関わりますので、具体的なイメージを持っていただくためにも、あえて時間をとって説明させていただきました。事務局

からの説明は以上です。

【浜田座長】 ありがとうございます。前回の議論をもとに、今回事務局から提示されました制度試案を基に議論を進めていきたいと思えます。まず、御意見のある委員から、画面上で挙手若しくは挙手ボタンを押していただければと思えます。どなたか、御意見ございますか。挙手がないようですので、私から指名でもよろしいでしょうか。日博協の登録基準案の作成に関わった佐々木委員、もし補足を含めて御意見があれば、まず口火を切っていただければと思えます。いかがでしょうか。

【佐々木座長代理】 分かりました。事前のやり取りで、私が提出した論点整理も今回つけていただいたので、資料の12ページから重複しないように述べさせていただきます。

こちらの論点メモの①はもう事務局が整理していただいたのと同じですので割愛します。②の対象範囲については、今までのやり取りの中では包括的に、幅広くという方向性になったかと思えます。ただ、営利目的の組織についてはどうするのか、もう少し考えないといけません。一つは、設置している法人ではなくて、ミュージアムという施設に焦点当てて審査すればいいんじゃないかということは、申し上げました。ただ、そのことが今後、メリット付与に関わるときに財政当局等がどう判断するか、これは我々の手に負えないというか、専門的な、別の切り口の議論が必要になってくると思えます。ここで書けていないんですけれども、個人立の施設、立派な取り組みをされているところが多くあると思うんです。今後メリット付与を考えると、法人化しないとどうなのかということもあるかと。今、一般社団等、法人格は取りやすくなっていますので、そこは今後詰めていく必要があるかと。

③に移りまして、振興施策として、現場から出ているメリット付与の観点から言うと、絶えず出ているのが、科研費の対象にできないかという研究機関指定の話です。これは、学会等でも盛んに御提言いただいているので、御存じの方もいらっしゃると思うんですけれども。何かうまい形の連動性というんでしょうか、こういったものを明確にしていきたいと。ただこれも、現場からはそうしてほしい要望は出ますけれども、果たしてどういう条件があるのかは、科研費等を扱っている部署との調整になるだろうと思えます。

今後詰めていかなければいけないメリットとしては、生き物を扱っている動物園、水族館、植物園等のメリット付与です。環境保護、環境行政との関わりでの規制緩和にもつながるのかと思われます。

これ、メリット付与とはちがいますけれども、文化財を扱う公開承認施設の指定との関係ですね。今まで登録制度と連動がとれていないということで、若干もやもやするところがあ

って、登録相当でもない類似施設でも、公開承認施設として指定ができるとなっています。今後整理していったら、公開承認施設になるためには、新たな認証、認定施設になっている、そんな整理がされれば、すっきりしていくのかと思われます。

今回特に指摘しておいた方がいいのが、事務局からも出ているようにネットワーク化して、底上げ・盛り立てを図っていくという新たな方向性です。こちら、当初私も認定、認証と絡めて、中核に、拠点になる施設を設定するかと思っていました。この間、博物館学会や科研費の調査研究の研究懇談会等の皆さんとお話をして、認定、認証はシンプルにしておいて、ネットワーク化する取組は施策レベル、例えば補助金とか、委託事業等の施策レベルでそれを形作っていく方が、現実的なんじゃないかということがあり、私もそうかと思っています。ワーキングの上にある博物館部会でも、委員の皆さんから新しい制度はシンプルに、分かりやすいものにすべきであろうと御意見が多数出ていましたので、それにもなっていると考えております。

次の審査基準に関しては今回、文化庁から資料として、日本博物館協会の調査研究委員会で以前検討した基礎的基準の共通基準の案を示しております。これは二度にわたって精査しているもので、一度平成20年に検討して、更にそれから時間を置いて、平成29年にもう1回それをたたき直した経緯がございます。細かいところは比較していただくと分かりますが、20年よりも29年の方がよりシンプルになっています。これも様々な館種や設置者の方たちと検討したものではありませんが、いよいよこれが登録審査に適するかどうかは、幾つかの施設をお願いをして、試行してみる、そういった面での検証が要るであろうと考えております。私からのコメントは以上でございます。

【浜田座長】 ありがとうございます。佐々木委員から補足を含めて説明いただきましたが、丸2の対象範囲につきましては今回、営利企業とか、個人の博物館をどうするかが大きな課題になるかと思えます。特に、補助金とか交付金が果たして出せるかどうかという視点からも考えないといけないのではないかと考えております。それから、前々から課題になっている公開承認施設との関連性、それから科研費の対象機関とできるかどうかということですね、今、大規模館のうち48館は指定されておりますが、そうでない中小館は、果たしてそれが可能かどうか論点になるかと思えます。

ありがとうございます。今の佐々木委員の意見も踏まえまして、ほかの委員からもし御意見等がございましたら、是非お願いしたいと思えます。小林委員どうぞ。

【小林委員】 一つ確認です。今の佐々木さんの御説明で、科研費の研究機関の話ですけ

れども、大規模館が幾つかなられている御説明が今、浜田先生からもありましたが、この要件はそもそもどういう要件でしょうかということを確認させてください。

【浜田座長】 これは、どうでしょう、どなたから説明していただくのがいいですかね。

【佐久間委員】 大阪の自然史博物館の佐久間です。うちは科研費の指定機関になっているので、簡単にうちのケースですけれども。まず「施設の設置目的に研究が目的として入っている」こと。それから、年間1人頭の研究費の額の条件があります。大体36万ぐらいだったか、そのぐらいが予算化されていること。もう一つは、1人頭の年間の論文数です。過去、何かの平均だったと思います。人によって凸凹があっても、ならして平均何本ある形がいいんですけども、その3つの要件が基本だったと思います。そのほか、規約の整備だとかいろいろなことありますけれど、主なポイントはその3点なので、個々の博物館がその科研費をとるために課題になるのは、もちろんその業績のところは何とかしなきゃいけない。けれども、その研究費のところというのは博物館にそれだけの研究費は普通ついていませんので、資料収集費だとか企画の展示準備だとか、こういったものも研究の一環であるような考え方なり何なりで、いろいろな形で乗り越えているところが各博物館多いです。最初の研究機関であるということが、条例にうたわれている機関はまだ可能性があるんですけども、条例とか、そういう設置規定にそれが入っていないところは、そもそもチャレンジすらできないのが現状です。なので、博物館イコール研究機関なんだというのを、この登録制度なり認証制度でしっかり認めていくことで、この条件をクリアすることは一つ大事なところだと思います。

【小林委員】 よく分かりました。ありがとうございます。

【小佐野オブザーバー】 オブザーバーの小佐野ですが、よろしいですか。補足ですが、前回の、私の資料の後半に、この点については5つの条件を書き込んでおります。そして今、御説明いただいた佐久間さんの条件がほとんどですが、更に2つ、資料が前回のやつが出せないようでしたら、こちらで出してよろしいでしょうか。どうするんですたっけ、共有に。

【浜田座長】 多分、この会議では画面共有ができないように思いますが。

【小佐野オブザーバー】 そうですか。基本的には、今のやつは文科省の科研費補助金取扱規程の中に幾つもの条件があるんですが、今、お話しいただいた3点のほかに重要なのは、科研費をもらった場合に、その管理等の事務を博物館がやれるようになっているかどうか、これがなかなか、いろいろなとこで厳しいところであります。現在、指定を受けている

のは国立館を含めて48館だけです。これも大きな問題です。36万というところですが、実は2002年に美術史学会で文科省といろいろ交渉して、そのとき文科省から次のような説明がありました。研究費として独立した費目がない場合に、美術館予算の中で何を研究費と見るかについては、申請者の作成した書類に基づき個別に判断していくと、これが実際にやられているのかどうかは追跡しておりません。以上、補足させていただきました。

【浜田座長】 ありがとうございます。ただいまの補足意見を含めまして、更に御意見、御質問のある方がいらっしゃいましたら、是非挙手をお願いいたします。半田委員、どうぞ。

【半田委員】 佐々木さん、御説明ありがとうございました。日博協が示しました方向性は、佐々木さんから大体基本的に御説明いただいているものと思いますけれども、今の研究機関指定との連動については、これ、今回検討する認証あるいは登録制度を新しい制度の基本的メリットにはならないのじゃないかと思います。今、小佐野さんからも御説明ありましたけれども、現状で48件ですよ。佐久間さんのお勤めの大阪市立自然史博物館は指定機関ですけれども、今、日本全体の中ではとても特殊の博物館ですよ。これは、底上げ、盛り上げを基本とする制度設計をする一方で、その認証を受けた博物館が研究機関指定になることをメリットとして検討することは、イコールには議論できないと思います。この問題は切り分けるべきだと私は思います。佐久間さんがおっしゃったけれども、博物館が研究機関であると位置づけることができる博物館って、全国の5,700ぐらいあると言われている博物館の中の本当に一握りだと思うので、研究というのは博物館の一機能ではあるけれども、博物館イコール研究機関である位置づけは、これはなかなかハードルが高くて、制度的には難しいのではないかという視点から、この認証制度と研究機関指定をメリットとしてここで議論するのは、分けて考えた方がいいのではないかというのが私の意見です。

【浜田座長】 ありがとうございます。ただいまの半田委員からは、日本の大半を占める中小の博物館にはなかなかハードルが高いのではないかという御意見かと思います。そのほか、御意見等がありましたらお願いしたいと思います。佐久間委員どうぞ。

【佐久間委員】 半田さんが言っていることは、もう私も同意します。法に書き込むところではないので、もう少し研究条件というのは先延ばしの議論でもいいんじゃないかと思えます。登録のところで、資料2のところはかなりいろいろなことを書き込ませていただいたのは、日博協の委員会、それからその前の在り方委員会含めてあるんですけれども、多くの博物館が登録では、これだけの書類を用意しなきゃならないのかというので身構えてしまうのも一つ、事実だと思います。博物館のミッションを考えるみたいなことであっても、

議論ができるような5人、10人の博物館であればそういうこともできるんですが、1人2人しかいないようなところでは、どこかの書類を持って来て、名前を変えるだけになってしまいがちな、そんなような気もしてしまいます。なので、こういう要件の審査が、書類でもって形式的に整う審査ではなくて、実際にこの博物館だったらどうした方がいいのかというコンサルティングというか、支援をする形で、登録過程に進むことそのものが博物館への支援になるような形をとっていかないと、博物館の底上げということは本当にできないのではないかと思います。ですから書類主義ではなくて、審査という過程がもう支援とセットになったような形で進む道を考えないと、この9項目が物すごい量の書類になってしまっただけは、元の木阿弥というか、実際に博物館のためにならないことを考えています、以上です。

【浜田座長】 ありがとうございます。法律に書くべき事項と、それ以外に省令とか告示とか、政策といいますか、補助金制度等で対応できる部分もあると思いますので、それは後の議論でもいいのかと思っております。そのほかに、もし御意見があればどうぞ。

【佐久間委員】 1点だけ補足いいですか。

【浜田座長】 はい。

【佐久間委員】 主体の設置要件の緩和のところでは博物館という単位をどうやって決めるのかという、要するに株式会社がやっている博物館の博物館事業だけをどうやって切り出すのかと、個人立であれば個人の博物館と住居をどう切り分けるのかというのは、かなりこれは法的には難しいんじゃないのかと感じたことを、後で事務局から、どういうことを考えていらっしゃるのか教えていただければと思っています。以上です。

【浜田座長】 ただいまの点は非常に重要な点だと思います。原委員、手が挙がっております。どうぞ。

【原委員】 恐れ入ります、ありがとうございます。できるだけ簡単には思うのですが、後の補助金を入れるとき補助事業も私どもで、文化財に関してやっておりますので経験していますが、補助事業、公金を入れるとなると書類は物すごく作るようになります。前にも一度お話ししたかとは思いますが、弱小のところに関しては支援をしなくちゃいけないことは、佐久間様のおっしゃるとおりだと思っています。

一方で、もう少しその助けるが、連携してネットワークをもって、それで推進していくリーダーとなるような博物館にも、逆に支援は必要であることを感じています。実際に博物館登録事務をやってみますと、組織がしっかりしているところと、おっしゃるように小さいところとは全く別物で、半田さんがおっしゃるように底上げを目標にするんだとしたら、それな

りに手を差し伸べた指定基準を持たなければならないんじゃないかと思っております。そうだとすると、多分4回目の議論でお話しようかと思っていたんですけども、私は今、腹案として持っているのはコアとなる、基づくに幹です、基幹となる博物館の登録申請基準と、それから地域博物館と呼ばれている市町村立ぐらいの、地域に根差した学校教育だとか地域の、何と言うのでしょうか、特色に根差した博物館さんと、それから動物園、植物園、そういう専門の博物館さん、東京には寄生虫博物館みたいなものもありまして、その名の知れた世界にも誇れるような専門性の強い博物館さんと、この3種類が同じ基準でやるのは物すごく難しいんです。いや私は、一種二種三種って仮に言いますが、この3種のどれに申し込みますか、どれでもいいですよとさせていただけると、登録事業をやっている側としては。一種ですね、一種だとするとこのぐらいの基準をもって考えますが、三種ですか、すばらしい、専門性が強い研究性が強い博物館ですねとか、二種になると地域の活動をもっと中心に考えてやっていらっしゃるかどうか、やりやすくなるかというのが、現場を知っている人間からするとそれがやりやすいかと思えます。また、それに対する支援策も別々になると思えます。二種だとか三種なんかは専門性が強い、あるいは防災基地になる、あるいは情報の集約基地になる意味でも、その辺の支援が絶対に必要です。二種に関しては学校教育だとか地域教育に力を入れていただくことが必要になってくるので、それなりの文化財保護法だったり、文化庁あるいは文科省の今、既にあるメニューを使い込むことができるように思っています。いずれにせよ、レベルを変えてシンプルにしていくという、両方を目指していったらいいんじゃないかと思っています。以上です。

【浜田座長】　　続きます、塩瀬委員から挙手がありますのでお願いいたします。

【塩瀬委員】　　ありがとうございます。僕自身も原委員がおっしゃっているのとはほぼ一緒です。基準に関して最大公約数的に満たしているところを探すと、どんどん数は減っていくので、最小公倍数へ、こういうのもあるし、こういうのもあるしとしていかないとなかなか難しいのかと、先ほどの科研費の基準のこともそうですし、例えば公開日の150日とかもそうですけれども、これは150日だとできている館が何個あるのかとなると思えますので、そういう意味で言うと、この数を増やす観点からはシミュレーション部分がすごい大事だと思うのです。この基準を満たしているのは本当に幾つあるのか、先ほどの研究機関もそうですし、150日がもし100日になったとすると、何館増えるのかとかが、どれぐらい見積りをもって基準が作れているのかと、少し気になる場所でもありますので、そこを多分幾つか示していただかないと、今回の場合は博物館かくあるべきという、べき論の部分と、こ

れぐらいの数を博物館と呼べるか呼べないかの両構えで進んでいかないといけないのかとも思ったので、そういう意味でいうと人数に関しても、公開日数に関しても、研究条件を満たしているか満たしていないかに関しても、多分何段階かシミュレーション部分をみんな追っかけていかないと、ここら辺で落とすところを決めましょうという判断がすごく難しいような気がする。現実問題、先ほどの書類作成に追われて、結果やめておこうとなると数を減らしてしまうことになると思いますので、今回の場合は増やしたいですね。だから、そこに向かっていくための基準作りという、鶏と卵みたいなところがあると思うんです。だから、そこをにらんでいくようなデータを少し頂けないと、判断が難しいかというところがすごく気になるころではあります。以上です。

【浜田座長】 ありがとうございます。今の点は認証評価の基準的なことも含まれてくると思いますので、後半で少し細かく論議ができればいいかと思います。

【塩瀬委員】 1個だけ追加しておきたかったです。その意味で、認証自体は、日本の認証システムって結構基準が決まって放りっ放しのものがすごく多いんですけども、海外のISOとかは必ずコンサルティングセットなんですね。必ずその基準を満たす少し足りない部分はたくさんあって、そこに対して支援の分、先ほど原委員がおっしゃっていたような指導があって、全部1個のせて基準を満たすところを増やしているところがあると思うので、その指導可能かどうか盛り込んでおかないと、何か線を引きっぱなしで終わってしまいそうな気がする。そこまで含めての認証システムである必要がある気がします。ありがとうございます。

【浜田座長】 ありがとうございます。コンサルティング部分とか中小の博物館対応の話も出てきましたが、その辺のところでも内田委員、何か御意見はございますか。

【内田委員】 そうですね。私、異業種で、似たような認証制度をやっている事例と比較して考えてみたいと思います。経産省さんと総務省さんがやっている政府情報システムのためのセキュリティー調達制度 ISMAP というのがあって、国の機関にクラウドサービスを提供しようと思うと、これを通していきやいけないような話になっているようです。それにはかなり厳しい監査機関があって、その監査を通らないといけませんとなっています。私も実際に本業がそういうところなので、やってみようかと思っいろいろ調べてみました。1,000項目ぐらいのセキュリティーに関するチェック項目があり、なかなか私どもの会社単独では難しいので、その認証のコンサルをやっている会社を探したら実際にありました。その認証をちゃんと取得すると私たちが提供するサービスのセキュリティーの基準が

すごく上がるようになっていくんです。先ほど佐久間先生でしたか、それを取ろうとすることによって、その認証を取得することによってレベルが上がるのはすごくありがたいと思います。ただしこの制度、私も今後注目していかなければいけないと思っているのは、そのコンサルテーションを受けるには恐らく1,000万単位のお金がかかる、受ける側にもかかってしまう。監査を受けるときにはそれ以上のお金がかかるということなので、現在は多分、大企業しかできない制度なのだろうということで、今はとまっています。ただ、これが実際にクラウドサービスを提供している企業は、今は小さい企業でも提供していますので、小規模企業がその認証をとれるようにするために、きっとこれから改善されていかれると思います。その辺りの改善のプロセスを横目で見ながら、私たちのところも作っていかれたらいいのではないかと思います。以上です。

【浜田座長】 ありがとうございます。内田委員からも博物館に適用できそうなシステムを御紹介いただきましたが、これらを踏まえましてその他、何か御意見等ございますか。オブザーバーの栗原さんお願いします。

【栗原オブザーバー】 ありがとうございます。京都国立博物館の栗原でございます。話を戻して、最初の論点として提案のあった設置者の要件を緩和撤廃することについてですが、これは従来の流れの中で外形的な基準ではなくて、その中身の質を見ていく方向性で考えられています。それについては異論はないんですが、ただ「撤廃」となると、なかなか多分厳しい状況があるんじゃないかと思うのです。先ほども議論があったように、営利企業をどうするかとか、個人をどうするかについては、ICOMの規約で、一応そういう博物館(museum)は非営利機関であると定義づけがなされており、営利企業をこの法の対象にすることはどうなのかは、よくよく考えていかなければいけません。

であれば、営利企業という組織ではなくて、活動自体に着目したらどうかという考え方も出てくるんですが、ただ結局、何らかの財政措置、補助金なり税金優遇措置なり、それを加えるとなると、結局、その設置者がどういう団体なのかに着目せざるを得ないので、活動だけに着目して優遇措置を与えるのは、多分日本の制度上、特に財務省あたりがうるさく言ってきて認めにくいのではないかという気はします。それは個人についても同じで、個人博物館の場合、大体オーナーが作っている場合が多いので、オーナーが亡くなると閉館してしまう場合が多いわけです。すなわち安定性、継続性がないので、個人のままでというのはなかなか認めがたいのかという気はします。

あとは、まずどこを対象にしなきゃいけないか考える必要があり、地方独法は入れなけれ

ばいけない。首長部局の中にも今、ほとんど地方独法になっていますが、例えば地方公営企業である水道局とか下水道局などが設置している博物館もありますし、場合によっては財産区で持っていたり、それから土地改良組合で持っていたりするので、そういったものも含めて公立博物館と捉えていいのかどうか。それから私立についても、NPO 法人、社会福祉法人なんてのはすぐ考えつくんですが、それ以外に農協が作っていたり、あるいは生協が作っていたり、いろいろな設置者があるもので、本当にそういったものをまとめて対象にしてしまっているのかと。要するに、営利法人との境目をどうするのかはもうちょっと精緻に議論していかないと、いざ制度は作った方がいいけれども、財務省から反対があつて機能しないことになりかねないので、十分な議論が必要だと思っています。以上です。

【浜田座長】 ありがとうございます。話を元に戻していただいて感謝いたします。実はその点については、私も事前打合せで意見を言わせてもらっていたところですが、設置者主体要件を撤廃してしまうと、どうしても営利企業とか個人も含まれてくる心配があつて、施策を進めていくには法人格を持っていて、更に博物館ということを見るとそれが非営利でなければいけないことは、私も考えなければならぬと思つているところでありまして、確かに今、おっしゃった栗原さんの御意見のとおりのことなのかなとは思つています。

時間も迫ってはきましたが、ただいまの栗原オブザーバーの意見も踏まえまして、更に御意見のある方、お出しただけたらと思つています。半田委員、お願いします。

【半田委員】 今回の撤廃云々は、確かに議論しないといけないと思うのですが、設置者要件の中に営利企業が入るかどうかにについては、企業系博物館出身の立場として言わせていただくと、日本の博物館の中で、企業が設置した博物館は大凡 800 館ぐらいあると思つています。その中には財団が設置者になって運営しているところもある一方で、トヨタ博物館などがそうですけれども、企業の直営で企業の部局として運営している博物館でもしっかりした博物館活動をしているところも多くあります。これは一つの論点としてきちっと認識しなくてはいけないというのが 1 点。それから文化庁から説明がありました新制度の 4 ページの点線内は、第 4 回以降と書いてあるので、この議論はしませんけれども、特定の地域分野で卓越した博物館に対する集中した支援という表現は、非常に誤解を招く言い方だと思つていて、科研費のこともそうですけれども、ネットワーク化が必要だという議論の中でその拠点館みたいなものを、ハブ的な役割を持つところをどう支援していくのかならいいんですけれども、こういう書き方だと、特定の卓越した館については、その館のみに対して特定の特別な支援をしていくことになってしまうと、全体としては 2 極分化のリスクがす

ごい高くなるので、あくまでもネットワーク化という視点で、これからの議論が進む必要があるかと思っています。以上です。

【浜田座長】 ありがとうございます。資料の表現方法も非常に慎重に考えないといけな
いかと思います。佐久間委員が挙手あります。どうぞ。

【佐久間委員】 設置者要件のところですが、例えば公立博物館といった場合にも、大阪
の博物館が割とそういう変遷をしてきました。公立直営から指定管理者になって、公立の財
団であればまだ分かりやすい公立博物館的ですけども、競争入札で民間が取得する指定
管理者もあります。それから最近ですと PPP という形で、実際には運用はほとんど民間会
社がやっているけれども、設置をしたのは公立だという形があります。私たちは地方独立行
政法人になりました。これは公立という形で、公の行政を代わりに執行させるものだという
形で規定はされていますが、それでも収入は上げなければいけないような部分もある。

要するに、公立博物館だからというのが、この法を作ったときの時点からもう、かなりず
れてしまっているのは事実としてあると思うんですね。なので、設置者主体がどこである
かと別に、法人格は必要だとは思っているんですけども、その博物館の活動が公的、公
共性をどの程度ちゃんと持っているのかは、判断基準としては大事なところなのかと思
っています。私立でも、半田さんがおっしゃったように株式会社にあっても、公共性の高い
博物館を運営されているところはたくさんあるので、こういったところをどうやって判断
していくのかが、難しいところなのかと思っています。以上です。

【浜田座長】 ありがとうございます。確かに、この法律ができた 70 年前は設置者
というのは明らかだったと思いますけれども、今の運営状況を考えると設置者あるいは管理
者、運営者、それぞれの立場があると思いますので、何をもって設置者とするかは、これは
考えないといけない問題だと思います。この辺の考えがもし事務局で何かあれば、あとで御
意見を頂けたらと思います。

そのほか、そうですね、青木委員からまだ御意見を頂いておりませんので、お願い
できるでしょうか。

【青木委員】 まず、遅れまして申し訳ございません。皆様がおっしゃっている御意見聞
きますと、全てもっともでありますよね。ですので、今の話に関しましては途中から入った
のでよく分かっていないこともありますし、特別ございません。よろしく願いいたします。

【浜田座長】 ありがとうございます。塩瀬委員、挙手がありますのでどうぞ。

【塩瀬委員】 ありがとうございます。さっきの栗原さんがおっしゃっていたところの設置の部分と、その管理運営の切り離しを認証の中でどう扱われるのかだけ、質問的なものですけれども。さっきの設置のところは公立だったけれどもというのは、時代として変わったというのでいうと、最近気づいたというか、思い出したのが台南にある奇美の美術館ですかね、あそこが確か建物自体は市に寄贈されていて、運営管理の部分は市がやっているんですけども、資料は全部創業者御本人が確か持っていらっしやっていたので、何かああいう場合に設置と運営と、その辺り管理が独立しているような状態のときに、この認証基準の中でいうとどこを指して扱うのかと考えると、先ほどの企業立の場合もすごく公益性の高いものもされているところがあるんですけども、そのときのその会計の切り離しがもしできないのだとすると、そっちにお金を逃がす方法ってありますよねとかって思ったので。何か、その辺りを博物館としての、本来の公益性の部分で担保していくのはどう見ていくのか、線引きをどう考えての認証なのかって、またお伺いできたらと思ひまして。以上です。

【浜田座長】 ありがとうございます、大事な視点だと思います。内田委員、手が挙がっていますので、お願いします。

【内田委員】 すいません、これはこういった場合って、会計監査でお金の流れを追うことで突き止めるというか、例えば営利非営利でいうと、博物館であったとしても、博物館がいろいろなキャンペーンを行って博物館事業に必要な収益を稼ぐなど、営利であっても、これはオーケーですよ。ところが、それを母体企業の運転資金に回しちゃいけないところだと思います。その辺りは会計監査の仕組みをしっかりと作ることで、後でばれますよという形を作れば、かなり大丈夫なような気はします。以上です。

【浜田座長】 御意見ありがとうございます。前半の時間も実はそろそろ来てしまったんですが、最後にこれだけは言っておきたいという御意見があれば、挙手をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。では佐々木委員、どうぞ。

【佐々木座長代理】 考えなきゃいけないのは、認定なり認証なりする事柄の担保と、その先にあるリット、運用、そこの線引きをしっかりとっておかないと、議論が混乱すると思っています。認定認証はもう底上げで、ここのレベルまで行ってこそ公益性、公共性ある施設だということを担保しておいて、そこから先のメリット付与、ネットワーク化の運用は、そこと切り離れた政策レベルでの仕組み作り、運用になってくるのかと。ただ、認定の基準等は共通基準だけでは足りないんで、館種に従ってアレンジする必要があると思うんですけども、ミニマムスタンダードをちゃんと作っておいて、まずはここのところまで乗っか

ろうよと、みんなでそこは行きましようよということを第一にとっていくんじゃないか、そんなイメージを抱いています。以上です。

【浜田座長】 御意見ありがとうございました。今回の法改正の中で、その設置者の考え方というのは割と重要な部分を占めてくるのかと思います。もしその辺について、事務局で何かお考えがあれば、ここで御提示いただくのもいいかと思ひますし、またこの検討が必要であれば、今後更に練っていただきたいと思ひます。

そのことも含めまして、それではこれから後半の議題に移りたいと思ひますが、よろしいでしょうか。まず、後半では審査と評価についての論議を始めたいと思ひております。今の論議の部分も含めて、まずは事務局から論点整理をお願いしたいと思ひます。事務局、お願いいたします。

【稲畑補佐】 事務局です。1点だけ、先ほどの設置者の話で補足といひますか。2ページ目で撤廃と、すいません、書いてあるのは、これ誤植といひますか修正漏れでございまして、何といひますか、最初に撤廃と書いていましたけれども、御議論をする中で緩和あるいは撤廃ということなのかと思ひておりますので、4ページ目にはそのような表現にしておりますけれども、今日の御議論も踏まえて検討していきたいと思ひます。

17ページを御覧いただけますか。後半の論点は、審査と評価に関する論点でございまして。基本的な枠組みは今、御議論いただいたとおりかと思ひますけれども、一番大きいのは、形式的な審査基準を活動の質を評価するものに変えていくことで、この審査の体制、プロセスあるいはその質の維持で制度を見直す必要があるのではないかといひのが、今日の2つ目の論点でございまして。17ページに書いてありますのは、現行制度における審査と評価のプロセスです。イメージ図ですけれども、現在では、ざっくりいひますと、都道府県と指定都市の教育委員会が登録の審査を担っていることとなります。基本的には、一度登録されたらそれを更新するような仕組みはございませぬ。

次、18ページを御覧いただきますと、これ、前回の第1回でも提示させていただきまして、平成19年に行った都道府県教育委員会における業務の実態に関する調査結果です。前回も御説明いたしましたので詳細は触れませぬけれども、端的に申し上げますと、都道府県によって非常に差がある状況が見て取れるかと思ひます。一番下に赤線で書いておりますけれども、これ、15年前の調査でございまして、最新の状況は改めて調査する必要があるかと思ひておりますので、今後調査の制度設計もしていきたいと思ひております。特に、この点はぜひとも調査すべきであるといひ御意見がありましたら頂きたいと思ひております。

す。

次、19 ページ目です。審査主体・プロセスについて、論点整理をしたのが 19 ページ目になります。順番にといいますか、一番右から御説明いたします。現在の都道府県指定都市教育委員会が審査する枠組みを維持する案が、この案 3 でございますけれども、とはいえ外形的審査から質的審査へと転換するに伴って、都道府県教育委員会における審査だけではなくて、専門的観点からの審査が必要なのではないかと、事務方だけではなくて専門家の審査が必要ではないかというのが、ここの問題意識でございます。従いまして、一番右の案 3、引き続き教育委員会が担う場合であっても、イメージの 2 つ目のポツですけれども、専門的審査のために、例えば有識者会議を教育委員会に設置するようなことを義務づけるような方向性があるのではないかと考えてございます。

一番左、第三者組織と書いてあります。これ、日本学術会議様からの御提言でもありましたような、審査を第三者組織に一元化するのがこの案の 1 でございます。新たに設置と書いてありますけれども、既存の組織が担ってもよいです。つまりは、都道府県それぞれで行うのではなくて、一元化された第三者組織において審査を行うのが案 1 です。真ん中の案 2 が折衷案といいますか、両方の組織が関与する案です。窓口は教育委員会で担いつつも、第三者委員会に専門的な部分の審査を担っていただくようなものが案 2 です。なぜ、このような 3 つを提案しているか、この下のメリットと課題のところ、もう少し詳しく御説明いたします。

一番左の第三者組織の最もメリットは、全国同じ水準で審査すると、高い専門性を持って審査することができることになろうかと思えます。前半でコンサルテーション、コンサルティングの話も出ておりましたけれども、まさにおっしゃるとおりで、コンサルティングしていくこともこの制度の一つの重要な点だと思いますので、そのようなこともこの第三者組織に担っていただけるのかと考えております。他方で下の課題のところ、当然ですけれども費用がかかります。この費用をどのような形で捻出するのか、負担するのは最大の論点になろうかと思えます。あとは、行政組織が関与するわけではなくなりますので、行政指導の在り方も課題の一つかと思えます。全国で 1 つあるいは少数の第三者組織が関与するとなれば、その地域、都道府県が担っている今、きめ細かい地域の状況に応じた指導が果たしてできるのかというところもございます。

最後 2 点は都道府県行政との連携ですね。ほかの行政との行政内部での連携が果たして保てるのかという論点がありますけれども、この点は、この後に原委員から東京都において

実務の実態を御説明いただきますので、この辺りの観点、実務現場における話をお聞かせいただきたいと思いますと考えております。

一番右、教育委員会に引き続き担っていただくことになれば、現在の状況に引き続き、さっきのメリットとの裏返しですけれども、地域の状況に応じたきめ細かい行政指導、対応を行っていただけるのかという一方で、都道府県の負担は当然増えますし、専門家の組織をそれぞれに設置していただくとなると、審査の基準の水準のばらつきが懸念されるということでございます。都道府県ごとにやるということで、先ほどの設置主体の話とも関連しますが、国立あるいは独立行政法人立を制度の対象に加えるのであれば、それらの審査自体どうするかという点も議論になろうかと思えます。

案2です。両方のメリットだけをうまく組合せればいいんですけれども、この案2であっても費用負担の問題、国立館の取扱いの問題、あるいは法制度上、教育委員会、自治体が審査するにあたって、全国の少数の機関に専門的な審査を依頼する法律の制度をどのように整理していくかは、あまり例がない法制ですので、検討の必要があろうかと考えております。

次の20ページです。これは評価についてです。様々な場面で御指摘いただいている点かと思えますけれども、質の評価をすることに転換するのであれば、当然ながら審査した質の維持担保が必要であることは、すなわち定期的なチェックは必要だろうということが問題意識でございます。最も強い案と申しますか、質の維持に関して幾つかの案を提案させていただきますけれども、まず案1として更新制と書いてございます。例えば、10年程度と書いてあります。この年数は例えばですけれども、定期的に再度審査を受けて、基準に満たなければ登録あるいは認証が失効するような仕組みを導入するというのであれば、質を高い水準で維持していく、担保していくことは可能になろうかと思えます。これはすなわち、その制度のブランドと申しますか、その制度に選ばれたものが非常に一定の水準を保っていることを確保して、世の中に知っていただくことには貢献することになろうかと思えます。一方で、定期的にこのような審査を行うことで、各館においても定期的に自らの運営を見直す機会を設けることとなりますので、この制度の、最初に確認させていただきました一つの目的であります、それぞれの館が自ら運営を見直していく目的にも貢献しようかと考えております。他方で当然ながら、各館の負担は大きいものになりますので、前半の議論で佐久間委員から御指摘いただいたと思えますけれども、できるだけ負担を軽減していく観点から、果たして現場がフィージブルになっているのかという点は、是非御意見いただきました

いところでは。

最後、その審査主体としても、これ、先ほどの一つ前の論点と関連しますけれども、審査主体を例えば教育委員会にするとすれば、この更新制は非常に行政的な負担として重くのしかかってくるということでございますし、第三者組織にする案になったとしても、組織のサイズはこの更新制を導入することで非常に大きくなると思われまので、財政負担の問題にこれも直結してくるようなことでございます。

案2は自己点検とモニタリングと書いておりますけれども、組織、第三者的なあるいは都道府県がチェックするというよりも、まずは登録認証された各館が自らの活動について点検評価を行って、その公表を義務づけるのが自己点検でございます。公表された審査結果に基づいて、審査主体においてその状況をモニタリングしていくのが案2でございます。これは、比較的各館あるいは審査主体の負担を軽減できる案かと思っておりますけれども、自己点検、自己の取組に委ねることになりますので、その効果がいかほど確保できるかという点は、当然御議論いただく点なのかと思っております。

最後は、この更新制と自己点検を組み合わせたような案でございます。一定の自己点検をしていただくことで更新の頻度を、もうこれ、程度問題ですけれども、頻度をより長く確保することで一定の負担軽減を目指すようなことも、選択肢としてはあり得るのかと考えてございます。事務局からの論点整理は以上です。

【浜田座長】 ありがとうございます。ただいま説明のありました中で、今後、現行制度における教育委員会の関与をどのようにするか、あるいは維持するかどうかという点の議論も必要かと思っております。それを前提としまして、まず原委員から、現行制度における運用の実態を紹介いただき、その後、教育委員会が関与することによって、どのような効果をもたらしているかというあたりを御説明いただきたいと思います。それでは原委員から、よろしく願いいたします。

【原委員】 ありがとうございます。資料の21ページを御覧いただければと思います。私に課せられたお題は何か3つのようなので、議論の前提としての現在の運用に関して、皆さんに共通理解していただきたいと思っています。それから、現在の審査基準の問題点なんかもお見せするという、東京都の内規が実はございますので、ちらと、というか、もう資料になってしまっていますので御覧いただければと思います。最後に文化庁さんが示した3つの審査プロセスについて、教育委員会の役割と第三者機関が審査を行うことの課題について、私なりの意見を述べさせていただければと思います。

1点目です。22 ページを御覧ください。これ、博物館部会で1回出させていただいたものですから、いらっしゃらなかった方々のためにということで、簡単に最初のフローチャートです。申請を作る前には必ず事前相談がございます。申請者からのプレゼン資料を見ながら、窓口で照会させていただいたり、確認させていただいたりということをした後に申請書類を作ってくださいと受領しているんですが、実際には東京都の中に審査会を作っています。その中で登録要件の仮審査を行いまして、こういうところが改善するだろうと、ここに行政指導が発生しています。指導事項の修正をした上で、もう一度出させていただくことに、これを繰り返すわけですけれども、実際にこれで何とか書類上は何かよさげに見えますねとなると、実査が始まりまして、実査に行くと行政指導が発生しています。こういう博物館等云々では駄目ですよ、こんな使い方、部屋では駄目ですよという、私たちが見ているのは、駄目だって言っているのは、要は物をどのように扱っていらっしゃるのか。寄託品もありますので、防犯防災上にきちっと管理なされているのかが主体になってきますが、この辺にも行政指導が発生しています。実際に行ってみて見せてもらったら、紀要が紀要じゃなかったとか、そういうこともありますので、研究者、学芸員として発表していますと言っている紀要が、あれ？ というものだったりとか、そういうものも全部、出版物から何から何まで見ますので、この辺で行政指導が発生します。

実際に審査会に持ち帰った上で、登録の決定を行って受理していくんですが、じゃ、何をしているかは、これが博物館法に書かれている御存じの12条の登録要件です。これが博物館の設置条例あるいは法人の定款だったり、館則に見合った必要な博物館資料、それから館長、学芸員の履歴書、それから土地建物の登記簿、公図、平面図、本当に本人たちのものになって安定的な運営ができるのか。それから、研究機関としての事業展開として、公益性、継続性、安定性が見込まれるのかということで、事業概要から財務状況そして観覧規定まで見るような、これが書類審査。実際に本当にそうなっているかを実査にしているような状況ですが、何を私たちはしているかがここからですが、地域差異によって細かいので、あまり細かく項目一つ一つまで説明しませんが、こちらの左の緑色の枠で書かれているのが、うちの登録審査の評価書です。担当職員が一生懸命、この項目にしたがって○×判定をしまして、それに関してどうだったのかの理由書を作っています。これを作ったのは、博物館の登録審査基準要綱という昭和27年のものと、それから昭和40年のものと対応するようにしているのですが、実はそれぞれの審査要綱よりも突っ込んで、更に踏み込んで、これだけの審査をうちはしちゃっています。というのも、望ましい基準ってこの外側にある右側にある

ものですが、望ましい基準にはこの辺が書かれていますので、それらを鑑みてこの要綱はこう見るべきじゃないというのが話し合われて、この事例集をというか、評価書を作ってきたようになります。ここでは事例として、相当施設のときの事例を作っておりますけれども、実際にどうやって、どういうものを集めているのかとか、点数はこのぐらいあったぞということも、24 ページそして 25 ページ、そして 26 ページも見ていただければと思うんですけども、実際にどういう要綱が、要件があったのかを審査会で発表されています。実際にこれだけ、右側の登録基準要綱に穴がある実態です。これをまず直さないで、逆に都はこう内規を作っていますけれども、右側しか持っていない他の道府県は審査ができていないと言われてしまえば、それまでかと思います。もちろん望ましい基準をよくよく読み込んで、熱心に頑張った人たちは一生懸命やるかもしれませんが、2 年か 3 年に 1 件しかない登録の審査をここまで整えてやろうというところは、少ないんだろうと、要は経験、実績が少ないがためにこうなっちゃっているんじゃないかと思います。逆に、うちは踏み込み過ぎ、ここまで審査するときには法令担当の立場からすると、こんなことまで審査する必要がありますかという質問が必ず出ます。法令にないことまで情報をとっているんじゃないかというものの、要は疑義が必ず生じています。そのときに望ましい基準をお見せして、こういうふうに望ましい基準がこうなっているのだから、こういうことも審査させていただいていますという説明で逃れているのが実態です。

以上のことから考えますと、最後 27 ページを御覧ください。先ほど、文化庁様が案を示していただいた案の 1 から 3 まで、私の考えとして申し上げたいと思うんですけども、第三者機関は誰が設置するかが大きな問題になってきます。第三者機関は、恐らくこのままですと、国が設置せざるを得なくなると、この第三者機関と国を見張る国、何らかの法令ないし規則を作って第三者機関を設立するわけですけども、そこで何かがあったときに、国と第三者機関が責任を持っていただくのは聞こえがいいですけども、要はそれでなっていくから、都道府県とか地方自治体が関与することでは全くなくなっていくのが見えてきます。逆に、国が関与しないとすると、民間認証による博物館機関としての法的担保措置は、国際的にどうやって説明していったらいいんだろうというのが問題になります。当然のことながら、先ほど内田様も言われていましたけど、会計監査機関と、それからコンサルティングの業者は、実は別の業者である必要が出てくると思われまして。そうすると、そこにコンサルティング業者も民間に生まれなくて困る状況になってきますので、これを実現するにはかなり時間がかかるんじゃないかというのが印象です。また、展覧会に

おける美術品損害補償に関する法律を文化庁さんが作りましたので、それとの法的整合性をどのように図っていくのかも、まず先に問題になってくると思っています。

2つ目です。同じくこちらも、国の第三者組織の設置としか私には見えなくて、認定主体者と、それから法的根拠をどのように考えるのかも同じような問題になっています。というのも、認定主体者が誰なのかということです。教育委員会が認定するのでしょうかね、それとも第三者組織でしょうかね。行政手続法によれば、不服申立てという手続がございます。何らかの行政処分をやったときに、誰を相手に不服申し立てをしたらいいのかが、多分これ、大きな問題になってくると思っています。そのときに、第三者組織と教育委員会との権限をどのように作っていくのかは、これはすごく大きな問題で、これはすぐにできないと私は見ました。

3番目の有識者会議、あるいは審査会を義務づける、あるいは外部設置することが一番現実的なのかはと思っています。新制度導入のための事務取扱要綱はちゃんと設定しなくちゃならないと思います。これは相当知恵を絞って、誰もができるような形のものを作っていないかと思ったり、また都道府県による博物館助成等の負担は増えます。でも一方で私立学校の許認可、私立幼稚園の許認可は東京都、あるいは都道府県がやっているんですね。これは東京都の生活文化局がやっていることですが、これは地方自治法で自分の地域に対する生活圏に関して、判断することができるという地方自治法の根拠と、一方で私立幼稚園とか私立学校振興助成法というものがあって、地方自治体も私立学校に関して助成できる法律を作っているおかげで、東京都は認定された幼稚園に助成制度を持っています。そういうことを枠組みとして、法的に地方自治体が活躍できる枠組みを今回作ることができれば、都道府県がこの博物館行政を、あるいは博物館振興行政といった方がいいでしょうかね、そういうものを起こすことができるようになるんじゃないか、きっかけになるんじゃないかって私は思っています。

以上のことから、今、現時点では丸3番の案で、都道府県にもっと働こうよという案でやってみたいと思っています。以上です。

【浜田座長】 どうもありがとうございました。先ほど文化庁から出していただいた資料にもありますように、実際、都道府県で外部有識者等の審査委員会を設置している県が、15年前の統計ですけれども6件しかない中で、更に東京都はの上を行っている、特別な例かということが言えると思いますが、今日の論議の参考にはなるものと思っています。その第三者機関の設置は一つの焦点になるような気はいたしますが、地方分権化の推進が進ん

でいく中で、果たして一括での審査を国として許してもらえるのかどうか、その辺も視野に入れて考えないといけないのかと思ったりいたしました。

それでは、これまでの御発表を踏まえまして、意見交換を再び進めていきたいと思えます。まず、御意見のある委員は画面上で挙手、または挙手ボタンを押していただければと思います。よろしく願いいたします。それでは佐久間委員、どうぞ。

【佐久間委員】 今の原さんのプレゼンは、現場の話を本当に分かりやすく伝えていただいているありがとうございます。

審査を本当にどうするか、あるいは審査をどの程度厳格化するかは、現場側からすると、それと相対するメリットはどうなるかが非常に大きなわけですね。今日、あまり議論になっていないですけれども、資料3のメリットがどの程度実現するのかによって、本当に審査の体制をどの程度ちゃんと築かなきゃいけないのか、本当にバランスの問題だと思うんですね。どこが審査するかは何せよ、大事な話ですけれども、それを10年に1度にするのか、自己点検でいいのかという形にするのは、それは本当にメリットをどの程度与えるかに応じて、どの程度厳格化しなきゃいけないかも出てくるので、その辺がどういう形で資料3に書かれているようなことが実現していくのかとのバランスの中で見るしかないのかとも感じています。

資料3に書いてあるようなことが本当にどの程度実現できるのか、何と言うか、博物館現場からの要求もあるんですけれども、ほかに何を実現していかなくちゃいけないのかも含めて視野に入れていかなくちゃいけないことかと感じていますとだけ、まず指摘しておきます。

【浜田座長】 ありがとうございます。もし更新制を導入する場合、メリットというのは非常に大きな問題になってくると思います。その時にこの資料について、御報告してもらおうかと思っていましたけれども、先に使ってもらってありがとうございます。

そのほか、御意見等がございましたら挙手をお願いいたします。では佐々木委員お願いします。

【佐々木座長代理】 原さん、ありがとうございます。東京都はさすがにしっかりしているなというところです。佐久間さんもおっしゃったように、メリット付与と審査のバランスが出てくると思うんですね。我々、メリット付与を増やそうよという流れで議論していると思うんですけれども、もし様々メリットを見いだしていったときに、その審査の内情が都道府県の教育委員会、また指定都市の審査の内実がばらばらで大丈夫ですか、というのはあると思うんですよ。東京都は熱心に真面目にやっていて、底上げという面については非常によい

んですけれども、いや、そんなものはどうでもいいからメリットをくれという施設にとっては、とんでもない迷惑というか、勘弁してくださいのレベルになっちゃうんですね。都ではなく別の何とか市で審査してもらった方が楽ちんじゃん、みたいな話も都合が悪いですよ。なので、真っ当に考えたら、審査と認定を切り離して、認定認証なりは教育委員会がしっかり決定すると。審査の内実については、専門家が入った第三者の審査機関とか支援機関を作って、法律上では認定認証の審査は国が指定する機関が行うように位置づけておいて、複数でもいいと思うんですね、そこは専門家を交えた機関が支援や底上げの助言含めてやっていくのが、現実的で公平と考えます。以上です。

【浜田座長】 ありがとうございます。内田委員どうぞ。

【内田委員】 都道府県が教育委員会に審査を任す場合に、例えば10年に1回になった場合、例えば50館ぐらいしかないような小さい、数の少ない都道府県だと、10年に1回で全部申請してきても5館ですよ。半分も手を挙げなかったら、年間に発生する業務が二、三回とか、そういうことになってしまい、そうすると都道府県としてそこに人的リソースをきちんと充てるかという、多分、年に2回ぐらいしか発生しない仕事だけをやる人を充てるとかは、なかなか難しいような気がしています。なので、そこは都道府県の垣根を越えた組織をうまく作って活用していかないと、結構この全国的に見たときに虫食い状態になってしまうような気がしました。感想みたいになりましたが、意見としてそうお伝えさせていただきたいと思います。以上です。

【浜田座長】 ありがとうございます。そうした視点も重要だと思います。原委員どうぞ。

【原委員】 誤解なさないでください。これ、うち職員、誰も専任職はいません。みんな違う仕事をしながらやっている状況で、でも蓄積があるので何年かに一度、ようやく、この博物館、今年申請らしいよというものも、全部行政職ですので引継ぎ書を作っている実直な公務員です。それなので、その引継ぎ書を読むのがもう、うちの職員たちの仕事ですから、一つフォーマットさえできてしまえば、私はできると思います。公務員って意外と実直で真面目ですので、フォーマットさえあればできるような気がいたしております。ましてや専任職では、誰も東京都はいません。

【浜田座長】 では青木委員、どうぞ。

【青木委員】 原さんに一つ教えていただきたいんですけれども、この東京都方式というんでしょうか、審査会はどういう組織、あるいは規模になっているんでしょうか。

【原委員】 これも、実はとっても恥ずかしくて、行政手続法が設定されていく中で、審

査会を持たなくちゃならないじゃないかという話になって、応急的に作られて、一応規約は持っているんですけども、課内部の様々な職種の間が集まっていると思っていただければと思います。決して外の専門家を入れていません。

【青木委員】 ありがとうございます。

【浜田座長】 栗原さん、どうぞ。

【栗原オブザーバー】 栗原です。根本的な問題を申し上げますと、この登録業務は 1999（平成 11）年に機関事務から自治事務という形になっているわけですね。だから各自治体の判断で登録ができるので、東京都のようにしっかりやっているところは、それは東京都の判断でやっていて、しっかりやってないところは、その県の判断でしっかりやっていないことが、ある意味地方自治の判断で進められているわけです。そう考えると、今回 3 つ案を出してもらった中で、案の 1 は多分、地方自治の観点からいうとあり得ないのではないかと、少なくとも総務省にとっては、国の権限強化に当たりますので、多分難しいのではないかと思います。

案の 3 にすると、逆に言うとそういう状況ですから、今とほとんど変わらないのではないかと思います。東京都みたいなところはしっかり機能するかもしれないけれども、博物館がほとんどないような、10 年に 1 回しか審査しないような自治体では、多分これは機能しない。そのため、案の 2 が一番いいのではないかと、我々は議論して考えてきました。ただ、教育委員会の役割を取り上げることはできないので、基本的な枠組みとしては都道府県又は指定都市教育委員会が認証を行う。当然、行政手続法に基づく不服審査も教育委員が行うんだけど、教育委員会からの諮問という言い方がいいか分かりませんが、それを受けて第三者機関、これは全国一律の第三者機関が、専門的な観点から指導助言、審査を行って、最終的な判断は教育委員会が行うという形が、多分一番、今の時代を考えると現実的なのかと考えております。中央集権的に戻すのは、多分、今の時代は難しいのではとだけ、一言申し上げておきます。

【浜田座長】 ありがとうございます。続きましてはオブザーバーの芳賀さん、手が挙がっておりますが、どうぞ。

【芳賀オブザーバー】 東北大学の芳賀です。今の栗原さんに賛成いたします。地方に居る者、小さい館に関わっている者としては、東京はもうあまりに別格過ぎます。財力が違う。それから専門委員がいらっしやらないとおっしゃいますけれども、組織の母集団の数が全然違います。全く基礎体力が違うところと、その他の多くの地方とを直接に比べてもらって

は困ります。ですから、もっと低いところに視座を置いてください。

それから、私は日本学術会議の会員でありますけれども、一方で、京都のある「家族」立の小さな美術館に関わっています。そこは世界レベルの文化財を持っているんですが、危機的状况にあります。そういった非常に弱いところの立場に立って、今度の法律を作っていたきたい。そういう意味で認証制度に戻りますと、それは設定されたベーシック・クオリティ・スタンダード以上の館を認証する制度であるべきです。それは喩えですけども「義務教育レベル」を越えたところを認証する制度です。それを作り出してほしいんです。例えば保育園レベルの博物館は、引き上げて救っていただきたい。そういう下から上に盛り上げることが大事です。原委員がさっき3つの種類に分けるとおっしゃいましたが、あれはもう大学レベルで専門分野を分けるような段階の話で、そんな高いレベルではなく、とにかく下から支えてください。

それからもう1点だけ。私は、ユネスコの登録にも関わっています。それは世界的な一元化、統一基準による登録あるいは「認証」でもあります。ですから、日本の博物館に話を戻すと、国のレベルでの一元化、認証が大事なのです。

要点をもう一度繰り返すと、ベーシック・クオリティ・スタンダード設定により下から上に盛り上げてほしい、それから国レベルの文化政策の一元化をしてほしい。以上です。

【浜田座長】 御意見ありがとうございました。重要な御指摘だったと思いますが、特に審査の基準は大きな課題だと思います。これらの御意見を踏まえまして、そのほかに御意見はございますか。半田委員どうぞ。

【半田委員】 原さん、ありがとうございました。私、分科会ของときも申し上げたんですけど、東京は特別だという認識は、全体の認識としては共有すべき非常に重要なポイントだと思っています。この審査主体については、私も2が基本に検討されるべき方向だろうと思っているところです。塩瀬さんから前のワーキングでも御指摘いただいた、シミュレーションがないと具体の議論ができないんじゃないかという部分は非常に大事で、今、日博協のデータベースに登録されている約四千二百の博物館で見ると、東京の博物館数が大体270台。北海道が一番多くて280近いと思うんですけども、その一方で30から50ぐらいの都道府県が非常に多い割合になっています。その中でどういうところが審査していくのかについては公平性と標準化を図っていくために、国が指定した第三者機関が担っていくのが、一番オーソドックスな形ではないかと思っています。佐々木さんの複数あってもいいんじゃないかというところについては、地域の特色とかそういったところを加味した、教育委

員会にひもづいている協議会とかにいらっしゃる専門家の方たちとの人的ネットワークを組んで、コンサルあるいはサポートができる仕組みを第三者機関の中に作っていく形が、一番望ましい形ではないかと思います。

もう一つは館種ごとの視点で、歴史は語れるけれども水族館のことは分からない人が、両方を審査の対象として見るのは無理だと思いますので、そういう館種別の専門家とか人的ネットワークを、第三者機関が持ちながら、実際の審査をして、教育委員会の権限を残して連携をとっていくのが大事なところかと、お聞きしていて思ったところです。以上です。

【浜田座長】 具体的な御提案、ありがとうございます。塩瀬委員、挙手されております。どうぞ。

【塩瀬委員】 ありがとうございます。私自身も先ほど芳賀委員がおっしゃっていた義務教育的なというのはすごくいいって思いまして、そこは大事だと思ったんですね。それは、今でいうと登録博物館と相当施設と類似施設みたいな段階で考えたとしても、登録の中でもえりすぐりの博物館に関しての基準に、すごく何か近くなってしまっていて、現行、相当や類似施設あたりだと、ここの中に乗っかってくるかが、すごく疑問に感じてしまうので、何かそこら辺を、先ほど半田委員がおっしゃっていたみたいなシミュレーションが、それぞれの相当施設だったり類似施設の場合にどういうプロセスでどこに審査を出すのかとか、それにクリアするところと、しないところみたいなシミュレーションがないと、基準が鶏と卵で決め切らんのかと思ひまして。

そこから考えたときに、今回は別に大学博物館を代表しているわけじゃないんですけれども、例えば、大学博物館に照らして、この中に乗られるかって今、自分の頭の中でシミュレーションしても、すごく難しいというのが思い当たりました、例えば自己点検モニタリングに関しても、今、国立大学の場合は独法化しているので、それ自身も自己点検モニタリングをやっているんですよね。これは、そうなると大学博物館の場合はその大学の一部局にしかすぎないので、大学を通じて文部科学省に提出する自己点検が義務化されていますので当然作成します。しかし、それと別に更に自己点検、モニタリング資料を作成するのってなったときになかなか前向きにならない印象があります。さらにその審査主体についても公立の博物館と違って、府県の教育委員会に審査してもらおうかと言われれば、府県の博物館とか、動物園や植物園はぴったりくるなと思ったんですけど、大学博物館が教育委員会の下の指導の下に入るかと言われると考えにくい。国立大学と私立大学とでまた少し事情が違うと思うんですけれども、どこに提出して審査・指導してもらおうかということに選択肢が

必要ではないか。現行その登録とか、相当施設で教育委員会と対応しているのとは違うパターンもシミュレーションしておかないと、どう審査、提出してもらおうだろうかペースがなじめないで、大学博物館の中でも、ここに出すところで幾つあるんだろうとかがすごく気になったところもあるので、シミュレーションと同時並行でないと、なかなか議論が難しい気がしました。以上です。

【浜田座長】 大学博物館の立場からありがとうございました。竹迫委員、お願いします。

【竹迫委員】 私も今の芳賀さん、塩瀬さんの御意見に賛同し、また共感をしております。私のような、小さな美術館は、今現在、明日が開けられるかどうかというところで活動している美術館、博物館と御一緒にいつも仕事をしております。そういう中で、今回の博物館法の改定が底上げ・盛り立てをすごく理想とされながら、現実の中小規模と一くりにされている博物館の、本当に最低限でぎりぎり活動しているところの現実とは非常に乖離していないでしょうかという思いを抱きます。そして、乖離しないためにはどういうことを、もう少し丁寧にさらっていかなければいけないのかということ、とても考えています。改定に伴うさまざまなメリットの付与も大切ですが、メリットの最大のポイントは、個々の博物館の質的な向上をどれだけ法的にも、それから行政的にも、地域の中で実現していけるかにかかっていると思うのです。現実的に日博協や文化庁でさまざまな研修をやっても、参加できない館はいっぱいあります。例えば、登録博物館であっても館長と、学芸担当しながら庶務をやっている職員と、もう 1 人パートの人でやっているような館もありますので、そういう館の実情をちゃんと視野に入れながら、机上の空論にならない具体的な手だてが必要だと思います。そして、各館の活動を評価するのであれば、自らがよくなると思うような評価の仕方と、そこにこういうことが足りないの、ここを頑張ってやっていきましょうという支援のプログラムがセットでない限りは、今回の博物館改定における認定・認証は、現在、博物館・美術館を巡る状況は、それぞれが登録手続きを行った時点での状況とも大きく異なります。日本の経済状況、世界の経済状況が大きく変化し、また、パンデミックや度重なる自然災害で、多くの館も疲弊してきている中で、新しい認定・認証制度に手を挙げるところが本当に少なくなってしまうのではないかと、真剣に危惧をします。

あわせて、専門的な研究機関という博物館の位置づけから考えた場合、例えば、私たちの美術館のように絵本のイラストレーションが対象の美術館もそうなのですが、学問領域として確立していない、研究基盤自体が確立していない分野の館は、その辺りをどう考えていけばよいのだろうかと思ひます。そういう館もいっぱいあるのではないかと思いますので、

その辺りも視野に入れていただきながら、さらなる論議をお願いできればと思います。

【浜田座長】 小規模博物館の実情を踏まえた貴重な御意見、ありがとうございました。この意見は尊重していかないといけないかと思いましたが。ただいまの御意見を踏まえまして、では半田委員、お願いいたします。先に佐々木委員、お願いします。

【佐々木座長代理】 今の竹迫さんのお話、本当にごもつとも思っていて、この登録制度の基準の見直しって、もう何年前ですかね、もう20年以上経つかね。まだ私は若手の頃、仲間と勉強し始めて、イギリスの登録制度が始まった頃から、ずっと見てきたんですけれども、最初、底上げを中心に組み立てられていて何に手を差し伸べたかというところ、コレクションの管理ですね、ドキュメンテーションを中心に、ちゃんと資料を管理して保存しましょうよ、そこを最低限、みんなで頑張りましょうというところから始まっていたようですね。この登録認定というか、登録に向けて、ただ現状を見て〇×というんじゃなくて、そこに上がるような支援や助言がセットになっているようで、最低こういう書式が必要であると、カードを作りましょうとか、ちゃんと台帳を作りましょうって、そういうレベルの話ですけれども、それをやることでだんだんしっかりしていくところがあって、今回も、支援策を作るときには登録、認定された後ではなくて、認定される前の準備のところからちゃんと誰かが助言して、リードタイムがあって、お金も出た方がいいと思うんですけれども資料整理やれるような仕組みが作れないかと。あと、更に盛り立てのレベルでは、認証認定された後に補助金等のエントリー資格が得られて、ネットワークでみんなで取っていくようなことができないのかということで、底上げ・盛り立てのメニューも、小規模館を念頭に制度設計をする必要があると思っています。大規模館はやって当然、やらないと駄目でしょという話だと思うんですよね。以上です。

【浜田座長】 ありがとうございます。半田委員からも御意見はございますか。

【半田委員】 佐々木さんも言ってくださったんですけれども、底上げ・盛り立てという日本語よりは、私は個人的には何かコンサルとサポートという方が、何となく、すっと来るんです。それぞれの博物館のレベルを高めていけるような基本的な制度設計の上で、芳賀さんや塩瀬さんもおっしゃったけれども、義務教育卒業レベルの博物館をもっともっと増やしてネットワークを広げていくのがすごく大事だと思うんです。竹迫さんもおっしゃいましたけれども、美術館というのは登録や相当になっている博物館が数としては比率が高いんですよ。美術館が登録になるとメリットがそれなりにあるじゃないですか。それで、私立の登録比率も美術館の場合はすごく高いんですよ。例えば税制措置とかを考えていく

と、私立の美術館は今の制度の中でも登録相当をとることにメリットを感じていると言えると思うんですけども、片や悲惨なのは、郷土と歴史です。これは日博協のデータで数を出してみると、郷土は登録が12%で、相当が2%、類似が86%ですよ。歴史は同じく登録が16%、相当が8%で類似が76%ですよ。ということは、そういう小さい地域密着型の博物館が博物館法にメリットを感じていないということですよね。だからこの部分について、どうコンサルを受けてサポートしていくのかが制度設計のメインに入っていないと、なかなか裾野が広がっていかないし、底上げにつながらないのが実情じゃないかというところを踏まえて議論が進んでいくといいと思います。

【浜田座長】 ありがとうございます。では続きまして、原委員どうぞ。

【原委員】 ありがとうございます。皆様の御意見もごもっともだと思います。データですね、大きめの相当施設を出してしまったので誤解を招いたかもしれないんですけども、「〇〇〇を続けているんですけど、〇に持っていくためにどう理解するか」という、小さな博物館に対して、この項目をどう理解していくかが、逆に言うと行政指導と私どもの知恵の絞りどころで、様々な手だてを考えて、どうみなしてこの博物館を博物館法に見合ったものだと論拠を作っていくかで、いつも実は悩んで、何年もかかるんです。最初に小さな資金で、コレクションだけは物すごいものを持っている博物館さんが始められて、登録博物館に今後しておいた方がいいと思うんですっておっしゃっていますというふうにして、コンサルティングをやっているような業者から相談が入ってくるのが、往々にしてあるんですけども、そのときからもう一緒に寄り添って、どういう規模でどんなふう運営するのかを、無理のない中で継続的にやっていくためにはどうしたらいいのか、我々片手間にやりながらも、いつも話し合っていることで、なおかつ、文化財の立場なので、コレクションが散逸してしまうのはどうしても避けようよと、最低限の労力でオープンするかもしれないけれども、何としてもコレクションは守ろうよという意識の中で、最近行政指導していることが多いように思います。

その意味でも、博物館法が形骸化しているのはそのとおりだと思っていて、もうちょっと救える道を作っておかないと大変なことになるなって、特に東京はコレクターがいらっしやいますので様々な小さな、今は文化財としては、あるいはその価値についてはまだまだ評価されていないけれども、実際に見せていただくとすごい体系的に、こんなふう新たな視点を持って、こう集めていらっしやるのは面白いですねという作品、資料はいっぱいありますので、それをどうやって守って行って、その面白さを伝えていくかを、どう拾おうかは、

我々学芸員と事務方でいつも議論になっている実態がある中で、博物館法を今、変えるは大賛成です。

でも、一方で市町村の博物館も、東京都として広域行政体として見ていますので、それについては、ある程度こうなさいという行政上の、何と云うのでしょうかね、計画なり何かを持たせてあげないと、予算措置がされていかないという点があります。なので、指導を1回言ってくださいというのが、実は本音の部分のときがあります。それは、実はすごく事前に下打合せをするんですけれども、この実査のときにこう行きますけれども、どうしようと言ってくれると買ってくれる可能性がありますという話になったときは、そういうものは、あえて指導という形で指摘するなんて手段をとったりすることがあるんですね。行政指導が効果的って言うていいのか、何て言うていいのか、私にとっては皮肉なものだと思うんですけれども、何らかの形で外部から指摘されるのは、我々自治体も国から指摘されると震え上がりますけれども、地方自治体とかの小さいところにとっても、それが励みになるときもあるので、言えるべきこと言えないことは、実は行政指導の中、すごく考えながら、こういう指導にとどめようって事前の、何と云うんですか、ストラテジー、審査の前の我々のミーティング、ブレインストーミングは実は物すごいいっぱいやっているんです。どう言ったら博物館は動いてくれるだろうかまで考えているコンサルティング業務も、行政がやっています、やれるはずだと思っています。他県の博物館学芸員の方々とかと話したって、心ある方はいらっしゃるんで、私は地方自治をもっと進めていくべきだという視点の中で、地方自治体をそんなに、鶏が先か、卵が先かですけれども、何とか花開くように水を与えてやっていただきたいのが願いです。以上です。

【浜田座長】 ありがとうございます。会議時間も残り数分となってしまいました。今回のこの審査と評価に関しましては、次回も引き続き検討議事となりますので、そこで改めて論議したいと思っております。残り時間が少ないんですが、これだけはどうしても発言しておきたいという方がいらっしゃいましたら挙手をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。ではオブザーバーの小佐野先生、お願いします。

【小佐野オブザーバー】 皆さんの見せていただいた折衷案の2というのは賛成ですが、基本になるのは現在の登録をしている博物館に不利にならないということで、要するに移行措置が認定になったり、あるいは認証になった場合、されるということを皆様全員がお考えになっているということですよ。

【浜田座長】 これについては、多分、移行措置というのは必要になると思いますので、

それも含めて次回論議できたらいいかと思っております。

それでは、ありがとうございました。時間となりましたので、本日の論議は以上にしたいたいと思います。この後半論議してまいりました、審査と評価に関しましては、次のワーキンググループでも引き続き論議したいと思っております。事務局では、今日の論議を踏まえまして、制度試案の作成をお願いしたいと思っております。

また、委員の皆様におかれましては、前回と同様に、多分ここで十分に意見が出せなかった問題もあると思いますので、次のワーキンググループは、日がなくても来週に迫っているのですが、今日の論議をもう一度振り返っていただいて、御意見のある方につきましては、随時事務局に御提案、御意見を頂ければと思っております。

それでは、最後に事務局から今後の予定について説明をお願いいたします。

【稲畑補佐】 事務局でございます。次回、先ほど座長から御紹介いただいたとおり3月5日、来週金曜日の2時から4時ということで皆様御予定をいただいております。また詳細については事務局から御連絡いたしますので、よろしくをお願いいたします。

【浜田座長】 また来週、よろしくをお願いいたします。それでは、これで第2回のワーキンググループを閉会といたします。皆さん、どうもありがとうございました。

— 了 —